

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

医療法人社団メドビューでは、「介護職員等特定処遇改善加算」に基づき、手当として給与等に上乗せして支給します。国の要項において、加算は、「経験・技能のある介護職員（介護福祉士の資格を有し所属する法人等における勤続年数 10 年以上の介護職員を基本とし、各事業所の裁量で設定）に重点化を図るとともに他の介護職員などの処遇改善にも充てる」とされております。介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「見える化要件」について、下記に掲示致します。

加算の取得状況

- ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

職場環境等要件について

入職促進に向けた取組

- ・ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

両立支援・多様な働き方の推進

- ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備

腰痛を含む心身の健康管理

- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上のための業務改善の取組

- ・ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

やりがい・働きがいの醸成

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善